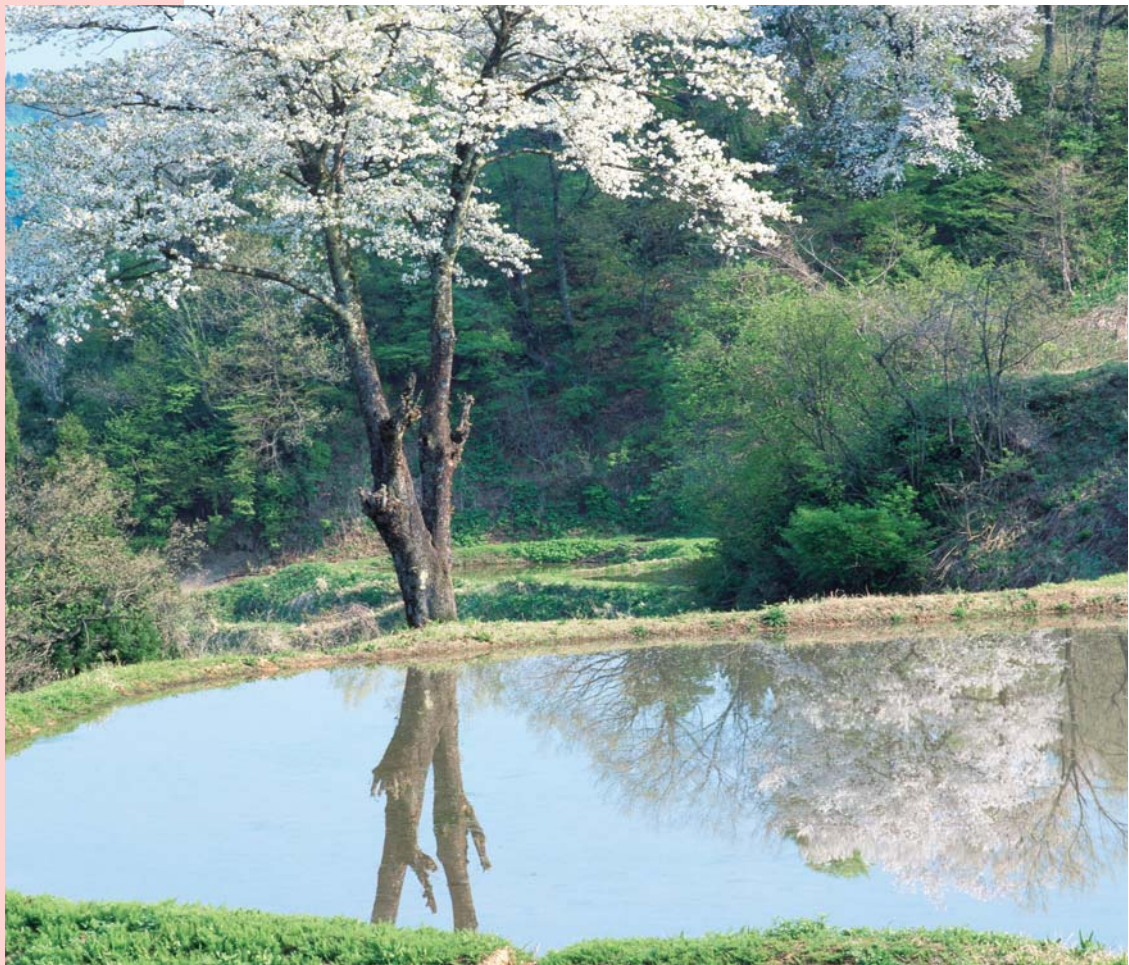


# にしがた



水のある風景

▲棚田と桜〈十日町市〈旧松代町〉〉

## Contents

- 医療保険制度が変わります
- 生活習慣病予防健診のご案内
- 健康保険軟式野球大会参加チーム募集

電話による年金相談は「ねんきんダイヤル」をご利用ください

ねんきんダイヤル イイロウゴ 0570-05-1165

被扶養者に異動があったときは、速やかに提出しましょう

社会保険庁ホームページ <http://www.sia.go.jp> 社会保険庁年金ホームページ <http://www.nenkin.go.jp>

【職場内で回覧しましょう】

# 医療保険制度が変わります

- 健康保険法の一部が改正され、平成20年4月より、自己負担割合等が改正されます。改正のポイントについては以下のとおりです。

## 自己負担割合の改正

### <乳幼児の負担軽減策（2割）を小学校入学前までに拡大>

現在、3歳未満の乳幼児については医療機関にかかったときの自己負担割合が2割となっていますが、その対象年齢が小学校入学前の3月31日までに拡大されます。

### <高齢受給者の自己負担割合の据え置き>

平成18年の制度改正により、平成20年4月から70歳～74歳の方（現役並みの所得者を除く）の自己負担割合が2割とされましたが、平成20年4月から平成21年3月まで1割に据え置かれます。

## 高額介護合算療養費の創設

高額療養費の算定対象世帯に介護保険の受給者がいる場合、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担額（それぞれ高額療養費または高額介護サービス費等を控除）を合算し、年間の合計額が著しく高額なときに、高額介護合算療養費が支給されます。

## 入院生活療養費の支給対象者の拡大

療養病床に入院する65～69歳の方も入院時生活療養費が現物支給されるとともに、「生活療養標準負担額」を負担していただくこととなります。

## 後期高齢者医療制度の創設

75歳以上の方または65～74歳の方で、一定の障害の状態にあることについて広域連合の認定を受けた方は、原則として後期高齢者医療制度に加入することとなります。この場合、現在加入している政府管掌健康保険の被保険者・被扶養者ではなくなります。

また、被保険者が資格喪失した場合、75歳未満の扶養されている方も被扶養者でなくなるため、新たに国民健康保険等に加入することとなります。

## 社会保険事務所からのお知らせ

### ◆後期高齢者医療制度の施行に伴う被保険者資格喪失届、被扶養者（異動）届の提出について

被保険者もしくは被扶養者が75歳に到達した場合、事前に社会保険事務所から事業主様あてに被保険者、被扶養者の情報をプリントした被保険者資格喪失届もしくは被扶養者（異動）届を送付します。未提出の場合はお早めの手続きをお願いします。

### 被保険者・被扶養者が75歳に到達する場合…

事前に

社会保険事務所から事業主の皆様へ被保険者資格喪失届もしくは被扶養者（異動）届が送付されます。

#### 被保険者・被扶養者の情報を確認

被保険者の場合  
被保険者資格喪失届

被扶養者の場合  
被扶養者（異動）届

必要事項を記入・押印後、被保険者証を添付して社会保険事務所に郵送

平成20年度  
政府管掌健康保険

# 生活習慣病予防健診のご案内

新潟社会保険事務局

平成20年度から全ての医療保険者に、メタボリックシンドロームに着目した健康診査と保健指導の実施が義務づけられました。

政府管掌健康保険では、保険事業の一環として生活習慣病予防健診と、保健師による特定保健指導を実施しています。

- 40歳～74歳までの方は生活習慣病予防健診を受けると、特定健診を受診したことになります。メタボリックシンドローム予備軍と判定されると、特定保健指導を受けることができます。
- 任意継続被保険者の方も受診できます。

## ●健診費用及び本人の負担額は以下のとおりです。

種類	本年度対象となる方	主な検査内容	本人負担額 表示価格はすべて税込みです
一般健診	① 40歳以上の被保険者で受診を希望する方 ② 35歳以上40歳未満で生活習慣改善指導を受けることを希望する被保険者の方	●診察・身体計測(腹囲など) ●血圧測定 ●尿検査 ●糞便検査 ●血液学的検査 ●生化学的検査 ●心電図検査 ●胸部・胃部レントゲン検査	健診費用総額の <b>38%</b> (最高6,843円)
	●眼底検査…医師から追加検査が必要と告げられた場合に受診してください。		眼底検査費用の <b>10%</b> (最高76円)
付加健診	一般健診を受診する方のうち、40歳および50歳の方で受診を希望する方	●眼底検査 ●肺機能検査 ●腹部超音波検査	健診費用総額の <b>50%</b> (最高4,583円)
乳がん 子宮がん 検診	一般健診を受診する方のうち、40歳以上の偶数年齢の女性で受診を希望する方 (40～48歳の方と50歳以上の方で費用負担額が異なります。)	乳がん検診 ●問診・視診・触診 ●乳房エックス線検査 子宮がん検診 ●問診 ●細胞診	検診費用総額の <b>30%</b> 50歳以上(最高1,666円) 40～48歳(最高2,240円)
子宮がん 検診	20歳～38歳の偶数年齢の女性の方で受診を希望する方 (36歳、38歳の方で一般健診を受けられる方は、一般健診と併せて受診することもできます。)	●問診 ●細胞診	検診費用総額の <b>30%</b> (最高630円)
検 査 肝 炎 ウ ル ス 査	一般健診の対象者であり、35歳以上の方(過去にC型肝炎に関する検査を受けたことがある方を除く)のうち検査を希望する方など	●HCV抗体検査 ●HBs抗原検査	検査費用総額の <b>30%</b> (最高595円)

※この健診は年度内(4月～翌年3月)に、1人1回の受診に限り国の費用負担があります。

## ●お申し込み・お問い合わせは



社会保険健康事業財団新潟県支部

〒951-8113 新潟市中央区寄居町332番地  
http://www.peare.or.jp/niigata/

TEL 025-229-4851・4852

## 被扶養者の方の健診が変わります

被扶養者の方は、市町村国保の実施する健診会場や健診機関で特定健診を受診できるように準備をしております。特定健診の受診券交付のために、事業所を通じて申請書を送付しますので、健診を受ける際は受診券と被保険者証を必ず提示して受診してください。(平成20年度の申請書の発送は6月以降の予定です。)

### 対象となる方

- 政府管掌健康保険の被扶養者の方
- 今年4月1日以降40歳になる方～来年3月31日以前に74歳の誕生日を迎えられる方  
(平成20年度においては、昭和9年4月1日～昭和44年3月31日生まれの方)

### 受診のしかた

- 1 特定健康診査受診券申請書は、事業所を通じてお送りします。  
必要事項を記入の上、事業所にお申し込みください。
- 2 社会保険健康事業財団から、事業所に特定健康診査受診券をお送りします。
- 3 健診機関へ直接お電話等でお申込みください。(受診時は受診券と健康保険証を必ず提示)  
※健診機関についてはHP掲載予定です。
- 4 健診結果は健診機関から直接皆様のところへお届けします。

受診券交付以前に集団健診が終了する一部地域については、受診券を提出しなくても受診できるよう検討しております。

●お問い合わせは 新潟社会保険事務局 TEL.025-240-0705

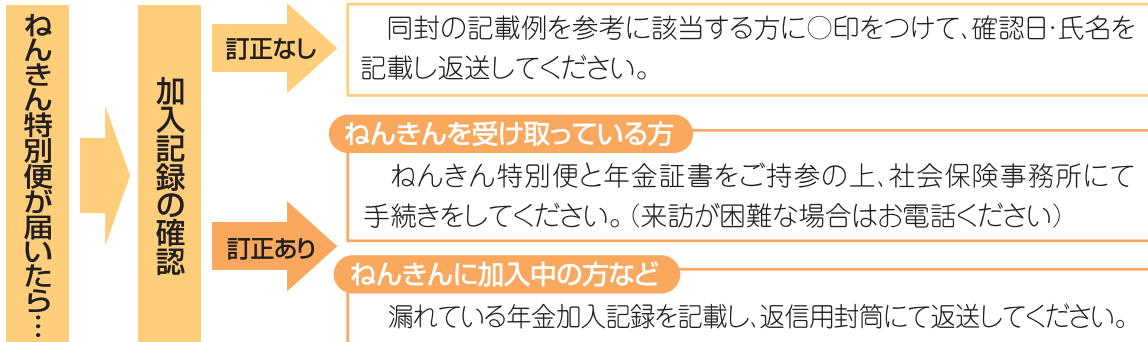
# ねんきん特別便をご確認ください

社会保険庁では、皆様の年金加入記録をご確認いただくため「ねんきん特別便」を送付しています。

4月から5月にかけては、年金受給中の方で結びつく記録が存在しなかった方を対象に、6月から10月にかけては結びつく記録が存在しなかった年金加入中または加入していた方を対象に発送を予定しています。

年金記録の整理のためにご協力をお願いします。

## ねんきん特別便が届いたときは必ずご回答ください。



注)間違いがないと思われる場合でも、他にご本人様の記録が存在する可能性がありますので、社会保険事務所等でご相談いただくことをお勧めします。

## こんな場合はご協力をお願いします

### ●転居をされた方は、住所変更届をご提出ください

住所変更届をされていない場合、ねんきん特別便が届かないことがあります。

〈手続き先〉

国民年金第1号加入者	厚生年金加入者・ 厚生年金第3号加入者	年金受給者
お住まいの市役所、 町村役場	厚生年金加入者の方 のお勤め先の事業所	お近くの社会保険 事務所

### ●旧姓で年金に加入されていた方

平成8年12月以前に旧姓で年金に加入していた方は、以前の記録が統合されていないことがあります。

これらの年金記録は、お一人おひとりから旧姓の申し出をしていただくことにより、皆様の記録に速やかに結びつけることができます。ご協力をお願いいたします。

### — 事業主の方へお願い —

従業員の皆様の住所を正しく管理し、ねんきん特別便が確実にご本人のもとへお届けできるよう、従業員の皆様の住所を再度ご確認願います。なお、事業主の皆様からの依頼に応じて、「住所一覧表」を提供しておりますので、住所確認および住所変更の手続きの際にご活用ください。

### ●ご質問・お問い合わせは…

ねんきん特別便に関するお問い合わせは専用ダイヤルをご利用ください。

「ねんきん特別便専用ダイヤル」

0570-058-555

※IP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※一般の年金相談は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165まで。

※お近くの社会保険事務所または年金相談センターの相談窓口へもおいでください。

※詳しくは、HP (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

(注意)「ねんきん特別便」に関して、ATMの操作をお願いすることはありません。

## 平成20年4月～6月の年金相談拡充のお知らせ

「ねんきん特別便」の送付に伴い、通常の年金相談を拡充し、4月・5月・6月は、県内すべての社会保険事務所において、平日の受付時間を午後7時まで延長いたします。

休日の年金相談は、4月29日(火) 昭和の日、5月3日(土)、5月10日(土)、5月11日(日)、5月24日(土)、5月25日(日)、5月31日(土)、6月14日(土)、6月21日(土)、6月22日(日)となります。

※新潟年金相談センターにおける平日の延長及び休日の年金相談はありませんのでご注意ください。

※年金相談の日程については、新潟社会保険事務局のホームページをご確認ください。

新潟社会保険事務局 ホームページアドレス <http://www.sia.go.jp/~niigata/encho.htm>

# お口の健康シリーズ

## 働きざかりの歯科保健④ —失った歯の機能回復—

社団法人 新潟県歯科医師会(地域保健部) <http://www.ha-niigata.jp>

「補綴(ほてつ)」という言葉をご存知でしょうか? 歯科分野における「ほてつ」とは、歯が欠けたり、失った場合にクラウンや入れ歯などの人工物でその部分を補うことをいいます。

では、歯が欠けたり、歯を失ったりした時にその部分を補う必要があるのでしょうか? 歯は一本一本が単独で存在しているわけではありません。上あごと下あごにそれぞれ14本ずつ、計28本の永久歯が存在し、それらは連続性を保ちながら一体となって噛み合わせという機能を営んでいます。そのため歯を失うと、噛むことに支障を生ずるだけでなく、お口の機能(食物の摂取、嚥下、発音)が低下したり、外観が変化したり、顎の位置や残った歯の噛み合わせが変化したりします。また、噛み合わせの変化は時によって、顎の関節や口の周りの筋肉の痛みを引き起こすことがあるのです。したがって、歯を失った時には補うこと(補綴)が必要になります。

補綴方法には、歯を失った部位や範囲によっていろいろな方法があります。一般的には、自分で取りはずすことの出来ないものと、自分で取りはずすことの出来るものとの二種類があり、前者をブリッジ、後者を入れ歯または義歯と呼んで区別しています。

奥から二番目の歯を一本失ったとしましょう。ブリッジで補おうとすると前後の歯に人工の歯を付けることになり、取

りはずしのわずらわしさはありませんが、土台となる前後の歯を削らなくてはなりません。また、土台となる歯には無理な力がかかります。入れ歯で補おうとすると前後の歯にパネをかけてその弾力を利用して取りはずしできるようにします。歯を削らなくてすむという利点はありますが、取りはずしがわずらわしかったり、噛み合わせが変わりやすい欠点があります。他に特殊な方法として、前後の歯で支えるタイプに入れ歯(コーヌスクローネ)や骨の中にチタンなどの金属を埋め込んで土台とする方法(インプラント)などがありますが、これらの方法は時間がかかったり、健康保険の対象になっていないため非常に高価なのが欠点です。

このように奥歯一本の補綴方法でもいくつかの選択肢が存在します。歯を何本が失ったり、失った場所が何箇所かあると、そこを補う方法はいろいろな方法を組み合わせた複雑なものになっていきます。

一本でも歯を失ってしまうと元どりの機能を回復するには必ずどこかに無理がかかります。また、どのような補綴方法をとっても必ず利点、欠点があります。補綴処置が必要になった場合には、歯医者さんとよく相談をして補綴方法を決めてください。

もちろん、歯を失わないようにすることが一番大切です。



## 5月の社会保険相談のご案内

会 場	相談日	時 間	会 場	相談日	時 間
トキのむら元気館 (佐渡市)	21(水)	13:30~15:30	柿崎商工会※1	21(水)	10:00~15:00
	22(木)	9:00~11:00	阿賀野市水原公民館※2	21(水)	10:00~15:00
小出商工会	14(水)	10:00~15:00	村上市役所※2	14(水)	10:00~15:00
糸魚川市役所※1	14(水)	10:00~15:00		28(水)	10:00~15:00
	28(水)	10:00~15:00	十日町地域地場産業振興センター	8(木)	10:00~15:00
			クロス10	22(木)	10:00~15:00

●年金の相談・照会等には、年金手帳(基礎年金番号通知書)・年金証書等を持参してください。

注) 佐渡市の時間(朱書)は受付時間です。

※1. 糸魚川市と柿崎商工会の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.025-524-4111(上越社会保険事務所 庶務・年金給付課)

※2. 村上市と阿賀野市の相談は予約制です。予約なしでも相談できますが、予約の方を優先させていただきますのでご了承ください。 予約連絡先 TEL.0254-23-2125(新発田社会保険事務所 庶務・年金給付課)

社会保険協会では、社会保険労務士による社会保険相談所を開設しています。

■五泉商工会議所 [五泉市郷屋川1-2-9] ……毎月第3水曜日(10:00~15:00)

■小千谷商工会議所 [小千谷市本町2-1-5] ……毎月第4月曜日(10:00~15:00)

■阿賀町役場 [東蒲原郡阿賀町津川580] ……毎月第3水曜日(10:00~15:00)

※五泉商工会議所は予約制です。 予約連絡先 TEL.0250-43-5551

※協会の年金相談は年金記録・年金見込額の即日回答はできませんのでご了承願います。

